

●保険税の納め方(保険税の納め方は、年齢によって異なります。)

<p>○40歳未満の方 医療保険分と後期高齢者支援金分をあわせて、国保の保険税として納めます。</p> <p>・医療保険分 ・後期高齢者支援金分</p>	<p>○40歳以上65歳未満 (介護保険の第2号被保険者) 医療保険分と後期高齢者支援金分に、介護保険分をあわせて、国保の保険税として納めます。</p> <p>・医療保険分 ・後期高齢者支援金分 ・介護保険分</p>	<p>○65歳以上75歳未満 (介護保険の第1号被保険者) 医療保険分と後期高齢者支援金分を国保の保険税として納めます。(介護保険料は別に納めます。【担当課：高齢福祉課】)</p> <p>・医療保険分 ・後期高齢者支援金分</p>
<p>●年度の途中で40歳になるとき：40歳の誕生日(1日生まれの方はその前月)の分から介護保険分を納めることになり、改めて納税通知書を発送します。</p> <p>●年度の途中で65歳になるとき：65歳の前月(1日生まれの方はその前々月)までの介護保険分は、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。</p>		

●保険税の計算例

	例1	例2	例3
概要	所得のない1人世帯(本人65歳以上)	年金所得(1名)などの2人世帯(夫、妻とも65歳以上)	事業所得者(1名)など4人世帯(夫45歳、妻45歳、子ども2人18歳未満)
世帯の所得(基準総所得金額) A	0	1,030,000	2,500,000
基準総所得金額(A-33万円)	0	700,000	2,170,000
世帯人数	1	2	4
上記のうち介護2号人数(40歳～64歳)	0	0	2
軽減対象	7割軽減	5割軽減	対象ではありません

●医療分

所得割 6.74%	0	47,180	146,258
均等割 21,500円×被保険者数	21,500	43,000	86,000
均等割軽減額	-15,050	-21,500	0
平等割 20,800円	20,800	20,800	20,800
平等割軽減額	-14,560	-10,400	0
合計(百円未満切捨て)	12,600	79,000	253,000

●後期高齢者支援金分

所得割 2.83%	0	19,810	61,411
均等割 9,500円×被保険者数	9,500	19,000	38,000
均等割軽減額	-6,650	-9,500	0
平等割 5,900円	5,900	5,900	5,900
平等割軽減額	-4,130	-2,950	0
合計(百円未満切捨て)	4,600	32,200	105,300

●介護保険分

所得割 1.86%	0	0	40,362
均等割 9,600円×介護2号人数	0	0	19,200
均等割軽減額	0	0	0
平等割 5,300円	0	0	5,300
平等割軽減額	0	0	0
合計(百円未満切捨て)	0	0	64,800

合計 (円)	17,200	111,200	423,100
--------	--------	---------	---------

※各種届出は、保健医療課窓口(市役所本庁2号庁舎1階)のほか、各支所市民生活課窓口でも受け付けています。

問保健医療課

☎(0771)68-0011